姶良市告示第433号

屋外広告物法（昭和24年号外法律第189号）第7条第4項の規定により、次の屋外広告物を除却し、保管したので公示します。

当該広告物の設置者又は管理者は、令和8年10月21日までに姶良市役所建設部都市計画課まで申し出てください。

なお、上記期日までに申出のないときは本市にて処分します。

令和8年10月14日

姶良市長　　米丸　麻希子

種類	数量	放置されていた場所	除却した日	保管の場所
はり札	4	重富バイパス周辺	令和8年9月15日	姶良市シルバー人材センター